

# 砂 川 市 水 防 計 画

砂川市防災会議  
令和 7 年 4 月修正

〔目 次〕

水 防 計 画

|                                     |    |
|-------------------------------------|----|
| 第1章 総 則 .....                       | 1  |
| 第1節 目 的 .....                       | 1  |
| 第2節 水防の責任等 .....                    | 2  |
| 第2章 水防組織と機構 .....                   | 3  |
| 第1節 水防管理団体の組織と機構 .....              | 3  |
| 第2節 隣接市町水防管理団体、警察官及び自衛隊との協力応援 ..... | 4  |
| 第3章 水防危険区域及び水防施設 .....              | 6  |
| 第1節 水防危険区域の指定 .....                 | 6  |
| 第2節 水防施設 .....                      | 6  |
| 第4章 通信連絡 .....                      | 8  |
| 第1節 予報及び警報 .....                    | 8  |
| 第2節 市の通信連絡 .....                    | 14 |
| 第3節 水防信号 .....                      | 15 |
| 第5章 水防活動 .....                      | 16 |
| 第1節 水防非常配備体制 .....                  | 16 |
| 第2節 監視及び警戒 .....                    | 18 |
| 第3節 警戒区域の設定 .....                   | 19 |
| 第4節 水防標識及び身分証票 .....                | 20 |
| 第5節 水防作業及び工法 .....                  | 21 |
| 第6節 避難及び立退き .....                   | 22 |
| 第7節 決壊・越水等の通報 .....                 | 23 |
| 第8節 水防解除 .....                      | 24 |
| 第6章 公用負担等 .....                     | 25 |
| 第7章 水防報告 .....                      | 27 |
| 第8章 水防訓練 .....                      | 28 |

# 第1章 総 則

## 第1節 目 的

### （目的）

この計画は、水防法（昭和24年法律第193号。以下「法」という。）第33条の規定に基づき、本市の水防事務を円滑に推進するため必要な事項を規定し、河川の増水、その他による水災を警戒し、防御し、及びこれによる被害を軽減することを目的とする。

## 第2節 水防の責任等

### （水防の責任等）

水防に関係する各主体について、水防法等に規定されている責任及び義務は、「砂川市地域防災計画」（第1章 第6節 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱）の定めるところによるものの他、次のとおりとする。

#### 1 砂川市

法第3条の規定に基づき、砂川市は水防管理団体として砂川市区域内における水防を十分果たすべき責任を有する。

#### 2 札幌開発建設部

- （1）洪水等による危険が切迫した場合において、水災を防御し、又はこれによる被害を軽減する措置をとること。
- （2）国の所管する雨量水位観測所において、観測した雨量・水位を必要に応じ水防管理者に通知すること。
- （3）水防警報の発表、伝達に関すること。
- （4）法第13条の2の規定により、洪水予報を伝達する。

#### 3 空知総合振興局

- （1）空知総合振興局は、水防管理団体が行う水防が十分に効果を発揮するよう指導に努めること。
- （2）空知総合振興局長は、次に掲げる通知を受けたときは、直ちに関係水防管理者等に受けた内容を通知すること。
  - ア 札幌管区气象台が気象の条件により、洪水等のおそれがあると認め発表する通知を受けた場合
  - イ 法第10条第2項の規定により、北海道開発局長が札幌管区气象台長と共同して発表する、洪水予報の通知を受けた場合
  - ウ 法第16条の規定により、指定した河川につき北海道開発局長、又は北海道知事が発表する水防警報を受けた場合

#### 4 札幌建設管理部

- （1）洪水等による危険が切迫した場合において、水災を防御し、又はこれによる被害を軽減する措置をとること。
- （2）道の所管する雨量水位観測所において、観測した雨量・水位を必要に応じ水防管理者に通知すること。

#### 5 居住者等の義務

法第24条の規定に基づき、砂川市の区域内に居住する者、及び水防の現場にある者は、水防管理者又は消防長から水防に従事することを要請されたときは、これに従うものとする。

## 第2章 水防組織と機構

### 第1節 水防管理団体の組織と機構

#### （市の組織）

1 市は、砂川市災害対策本部条例（昭和37年条例第21号）及び砂川市災害対策本部に関する規程（昭和37年訓令第4号）の定めるところに準じ、別に定める組織により水防事務を処理するものとする。

なお、市に災害対策本部が設置されたときは、災害対策本部でその事務を処理するものとし、水防事務の総括は総務部（市長公室課）で行うものとする。

（資料編 2-1 砂川市水防本部組織図）

#### （砂川市防災会議）

2 市は、法第33条第2項の規定に基づき、水防計画その他水防に関する重要事項を調査審議させるため、砂川市防災会議を置く。

#### （水防本部各部の所掌事務）

3 水防本部各部の所掌事務は、資料編のとおりとする。

（資料編 2-2 砂川市水防本部事務分掌）

#### （消防機関の組織）

4 市消防機関の組織は、資料編のとおりとする。

（資料編 2-3 砂川地区広域消防組合組織図）

#### （消防機関の水防分担区域）

5 消防機関の水防分担区域及び配置人員は、次に定めるとおりとする。

| 区 分 \ 区 域 | 管轄区域  | 配置人員 |
|-----------|-------|------|
| 消防本部・消防署  | 砂川市全域 | 40人  |
| 砂川消防団     | 〃     | 46人  |

#### （水防協力団体）

6 市は、民間事業所や住民組織等を水防協力団体として指定する等、多様な主体の参画により、水防体制の一層の充実を図ることとする。

## 第2節 隣接市町水防管理団体、警察官及び自衛隊との協力応援

### （隣接市町水防管理団体との協力応援）

1 法第23条の規定に基づく隣接市町水防管理団体との協力応援系統は、次のとおりとする。

| <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> 砂川市<br/>水防管理団体<br/><br/>市役所 54-2121<br/>消防本部 54-2196 </div> | 市町水防管理団体    | 市役所<br>町役場 | 消防機関       |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------|------------|------------|
|                                                                                                                                         | 赤平市水防管理団体   | 32-2111    | 32-3181    |
|                                                                                                                                         | 歌志内市水防管理団体  | 42-3211    | 42-3255    |
|                                                                                                                                         | 滝川市水防管理団体   | 23-1234    | 23-0119    |
|                                                                                                                                         | 奈井江町水防管理団体  | 65-2111    | 注1 65-2259 |
|                                                                                                                                         | 浦臼町水防管理団体   | 68-2111    |            |
|                                                                                                                                         | 上砂川町水防管理団体  | 62-2011    | 注1 62-2021 |
|                                                                                                                                         | 新十津川町水防管理団体 | 76-2131    | 注2 76-2619 |

注-1 砂川地区広域消防組合（砂川市所在）

注-2 滝川地区広域消防事務組合（滝川市所在）

### （警察官との協力応援）

2 警察官との協力応援は、「砂川市地域防災計画」（第5章 第12節 災害警備計画）の定めるところによるものの他、水防管理者及び消防長が協力応援を求めるときの、法に規定されている事項は、次のとおりである。

- |              |          |
|--------------|----------|
| （1）警察通信施設の使用 | 法第27条第2項 |
| （2）警戒区域の設置   | 法第21条第2項 |
| （3）警察官の出動    | 法第22条    |
| （4）避難、立退きの通知 | 法第29条    |

### （自衛隊の派遣要請）

3 自衛隊の派遣要請は、「砂川市地域防災計画」（第5章 第6節 自衛隊派遣要請及び派遣活動計画）に基づき、知事（空知総合振興局）に対して派遣要請を要求するものとする。

### （国土交通省北海道開発局長（河川管理者）による市（水防管理団体）が行う水防活動への協力事項）

4 国土交通省北海道開発局長（河川管理者）は、市（水防管理団体）が行う水防のための活動に必要な次の事項について自らの業務等に照らし可能な範囲で協力を行う。

- （1）市に対して、河川に関する情報（石狩川及び空知川の水位、河川管理施設の操作状況に関する情報、CCTVの映像、ヘリ巡視の画像）の提供
- （2）重要水防箇所の合同点検の実施
- （3）市が行う水防訓練及び水防技術講習会への参加
- （4）市及び水防協力団体の備蓄資器材で不足するような緊急事態に際して、応急復旧資器材又は備蓄資器材の提供
- （5）洪水等により、甚大な災害が発生した場合、又は発生のおそれがある場合に、市と

国土交通省北海道開発局長(河川管理者)間の水防活動に関する情報の共有を行うための市への職員の派遣（リエゾンの派遣）

**（国の水防活動（特定緊急水防活動））**

- 5 国土交通大臣は、洪水等により著しく激甚な災害が発生した場合において、水防上緊急を要すると認めるときは、次に掲げる水防活動を行うことができる。
  - （1）当該災害の発生に伴い侵入した水の排除
  - （2）高度の機械力又は専門的知識及び技術を要する水防活動として政令で定めるもの

## 第3章 水防危険区域及び水防施設

### 第1節 水防危険区域の指定

#### （水防危険区域等の指定）

市内河川等で、水防区域及び浸水想定区域は、資料編のとおりとする。

（資料編 3－1 重要水防箇所・洪水ハザードマップ）

### 第2節 水防施設

市は、迅速かつ的確な水防活動を行うため、相当の雨量があると認めたときは、水位観測所及び雨量観測所の観測担当者と連絡を取り、その状況を把握しておく。

#### （水位観測）

1 北海道開発局の所管する水位観測所は、次のとおりである。

| 観測所名  | 水系名 | 河川名 | 位置                      | 水防団待機水位    | 氾濫注意水位     | 避難判断水位     | 氾濫危険水位     |
|-------|-----|-----|-------------------------|------------|------------|------------|------------|
| 奈井江大橋 | 石狩川 | 石狩川 | 樺戸郡浦臼町字黄臼内 197 番地 59 地先 | m<br>14.00 | m<br>15.80 | m<br>19.70 | m<br>20.00 |
| 砂川橋   | 〃   | 〃   | 砂川市西 3 条北 8 丁目          | m<br>18.30 | m<br>20.30 |            |            |
| 橋本町   | 〃   | 〃   | 樺戸郡新十津川町字中央 89 番地       | m<br>23.20 | m<br>24.60 | m<br>26.50 | m<br>27.00 |
| 空知大橋  | 〃   | 空知川 | 滝川市空知町 3 丁目 1 地先        | m<br>24.90 | m<br>26.50 |            |            |
| 赤平    | 〃   | 空知川 | 赤平市東文京町 1 丁目 1 番地先      | m<br>43.60 | m<br>44.90 | m<br>47.70 | m<br>48.30 |

2 北海道（空知総合振興局 札幌建設管理部）の所管する水位観測所は、次のとおりである。

| 観測所名  | 水系名 | 河川名     | 位置                  | 水防団待機水位    | 氾濫注意水位     | 避難判断水位     | 氾濫危険水位     |
|-------|-----|---------|---------------------|------------|------------|------------|------------|
| 下吉野橋  | 石狩川 | パンケ歌志内川 | 砂川市三砂町 7 番地先河川敷     | m<br>24.08 | m<br>24.66 | m<br>25.04 | m<br>25.31 |
| 奈江豊平川 | 〃   | 奈江豊平川   | 砂川市豊沼町 20 番 1 地先河川敷 | m<br>22.71 | m<br>23.44 | m<br>23.65 | m<br>24.26 |



|             |   |             |       |            |            |            |            |
|-------------|---|-------------|-------|------------|------------|------------|------------|
| ペンケ<br>焼山第3 | 〃 | ペンケ<br>歌志内川 | 砂川市焼山 | m<br>24.65 | m<br>25.07 | m<br>26.26 | m<br>26.56 |
|-------------|---|-------------|-------|------------|------------|------------|------------|

（雨量観測）

3 北海道開発局の所管する雨量観測所（砂川市関係分）は、次のとおりである。

| 所 轄<br>区 分 | 観 測<br>所 名 | 河川名 | 位 置                          | 通 報 先<br>（ 照 会 先 ）                  |
|------------|------------|-----|------------------------------|-------------------------------------|
| 開発局        | 奈井江大橋      | 石狩川 | 樺戸郡浦臼町字 黄臼内 197 番<br>地 59 地先 | 札幌開発建設部<br>滝川河川事務所<br>TEL : 76-2211 |
| 〃          | 橋 本 町      | 〃   | 樺戸郡新十津川町字中央 89 番地            | 〃                                   |

（水防資器材の備蓄と調達）

4 水防作業の実施に伴う水防資器材の備蓄は、資料編のとおりである。

なお、消耗資材については市が保有するもののほか、水防協力団体と連携して、計画的に水防用資器材の整備を図ることとし、常に一定資材を準備しておくほか、事前に資材業者と協議し、緊急時に調達する数量等を確認し、災害に備えることとする。

（資料編 3-2 主要備蓄資材一覧表）

（水防用土砂採取場）

5 水防管理者は、有事に備え土砂採取場を調査し又は土砂を堆積しておくものとする。

なお、土砂採取場及び堆積量は次のとおりである。

（1）土砂採取場

|       |                |
|-------|----------------|
| ア 住 所 | 砂川市焼山 276-1 地先 |
| イ 面 積 | 37,000 平方メートル  |
| ウ 堆積量 | 100,000 立方メートル |

（内水排除機等の操作）

6 内水排除機及び揚排水機、樋門樋管、導水路等の管理者（以下「施設管理者」という。）は、平常時から管理に万全を期し、有事に際してはその機能が十分発揮できるよう努めるものとする。

（1）施設管理者は、気象等の状況の通報があった後は、水位の変動を監視し、必要に応じて適正な操作を行うものとする。

（2）施設管理者は、あらかじめ施設操作要領を作成し、操作員に周知徹底を図り、各施設の操作について支障のないようにするものとする。

（3）操作要領には次のことを定め、水防管理者に提出するものとする。

- ア 目的
- イ 点検整備要領
- ウ 操作の時期及び通報
- エ 操作に関する記録及び報告
- オ その他

## 第4章 通信連絡

### 第1節 予報及び警報

#### （水防活動用予報及び警報等）

- 1 水防管理者又は水防に関係ある機関は、常に気象の状況に注意するとともに、札幌管区気象台及び北海道開発局、北海道知事から発表される次の水防活動用の各種予報及び警報の処理に遺漏のないようにしなければならない。

なお、河川における洪水予報は、避難のための立退きの指示の判断に資するため、水防管理者に加え、関係するすべての市町村長に通知される。

#### 水防活動用予報、警報並びに情報等の種類

| 区 分                                            | 種 類                                    | 発 表 機 関                   | 適 用                                                            |
|------------------------------------------------|----------------------------------------|---------------------------|----------------------------------------------------------------|
| 気象予報警報<br>・ 法第10条第1項<br>（気象業務法）<br>・ 第14条の2第1項 | 水防活動用気象<br>注意報・警報<br>水防活動用洪水<br>注意報・警報 | 札幌管区気象台                   | 一般の利用に適合する注意報、警報及び特別警報の発表をもって代える。なお、水防活動の利用に適合する特別警報は設けられていない。 |
| 洪 水 予 報<br>・ 法第10条第2項<br>（気象業務法）<br>・ 14条の2第2項 | 注意報・警報・情報                              | 札幌開発建設部<br>札幌管区気象台<br>共 同 | 指定河川について、水位又は流量を示して行う予報                                        |
| 水 防 警 報<br>・ 法第16条第1項                          | 待機・準備・出動・<br>指示・解除                     | 札幌開発建設部<br>北 海 道          | 指定河川地域の水防管理団体に水防活動を行う必要があることを警告して発表                            |

#### （水防活動用気象警報及び気象注意報）

- 2 水防活動の利用に適合する注意報及び警報は、次の表の左欄に掲げる種類毎に、同表の右欄に掲げる注意報、警報及び特別警報により代行される。

| 水防活動の利用に適合する注意報・警報 | 一般の利用に適合する注意報・警報 | 発表基準                                        |
|--------------------|------------------|---------------------------------------------|
| 水防活動用気象警報          | 大雨特別警報           | 大雨による重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想したとき            |
|                    | 大雨警報             | 大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき                |
| 水防活動用気象注意報         | 大雨注意報            | 大雨による災害が発生するおそれがあると予想したとき                   |
| 水防活動用洪水警報          | 洪水警報             | 大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき |
| 水防活動用洪水注意報         | 洪水注意報            | 大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想したとき    |

※一般の利用に適合する洪水の特別警報は設けられていない。

#### （大雨警報・洪水警報等を補足する情報）

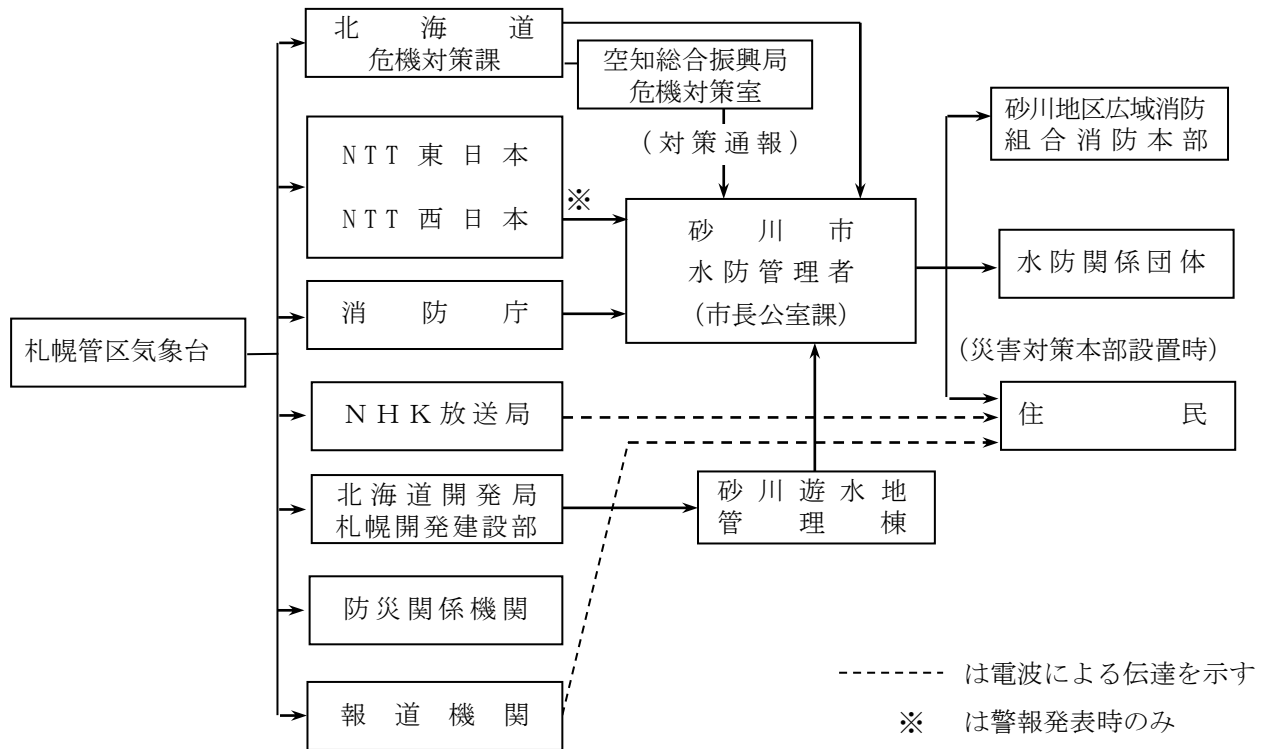
気象庁は、注意報、警報、特別警報を補足する情報として、浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）、洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）及び流域雨量指数の予測値を発表する。これらの概要は次のとおりである。

| 種類                      | 内容                                                                                                                                                            |
|-------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布） | 短時間強雨による浸水害発生危険度の高まりの予想を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。                      |
| 洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）      | 指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生危険度の高まりの予測を、地図上で概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 |
| 流域雨量指数の予測値              | 指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。6時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を用いて常時10分ごとに更新している。        |

#### （水防活動用予報（注意報を含む）、警報並びに情報等の伝達）

3 水防管理者は、水防活動用予報（注意報を含む）、警報並びに情報等又は、洪水予報及び水防警報の通知を受けたときは、次表により伝達を行うものとする。

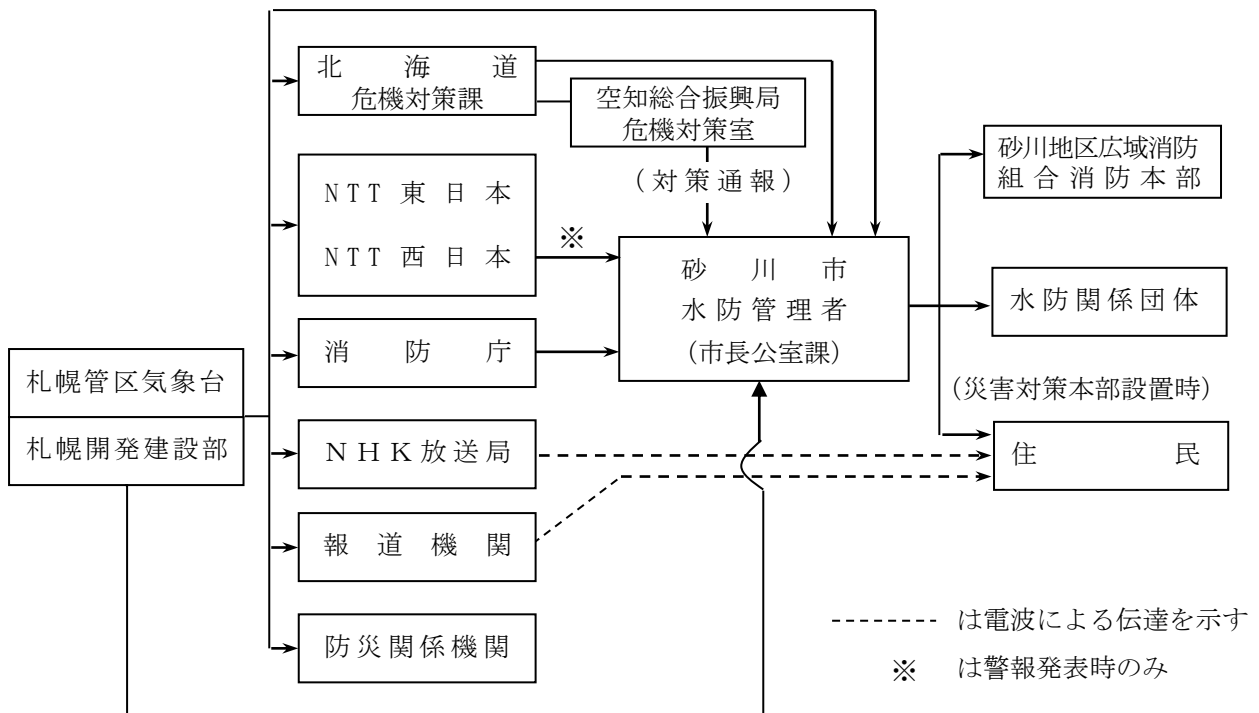
（1）水防活動用予報（注意報を含む）、警報並びに情報等



※ 水防本部設置後の水防活動用予報（注意報を含む）、警報並びに情報等、洪水予報、水防警報、ダム情報の通報及び決壊通報の受理及び伝達は、総務部が所掌する。

## （２）洪水予報

ア 北海道開発局と札幌管区气象台が共同で発表した場合  
（法第10条第2項、気象業務法第14条の2第2項）

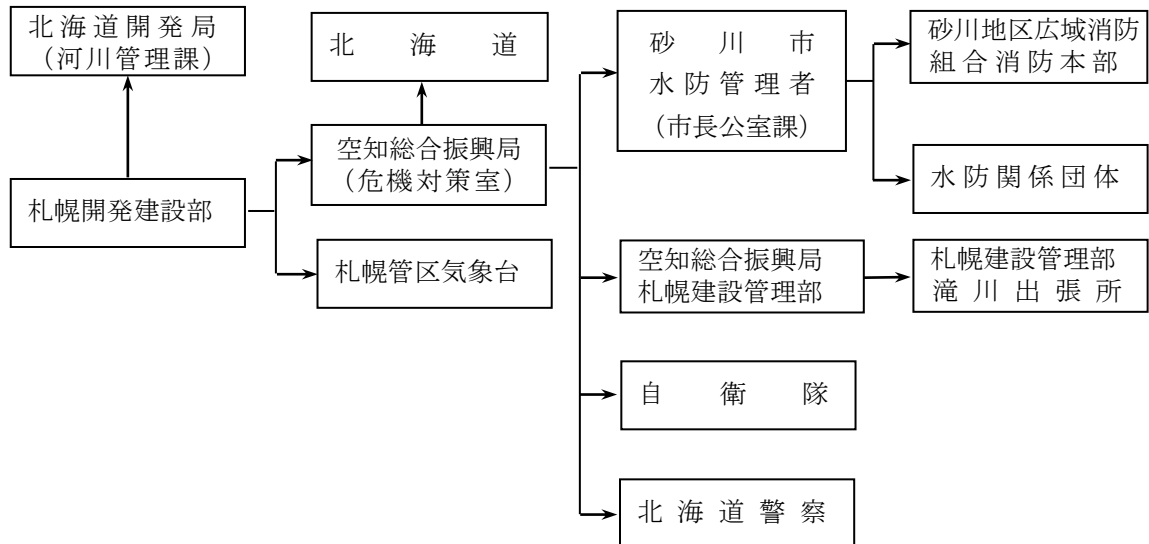


## （３）水防警報

水防警報一法に基づき、国土交通大臣が指定する河川において洪水による災害の発生が予想される場合、国土交通大臣が指定する河川については開発局長が、知事の指定する河川については、知事が水防を必要と認め警告するもの。

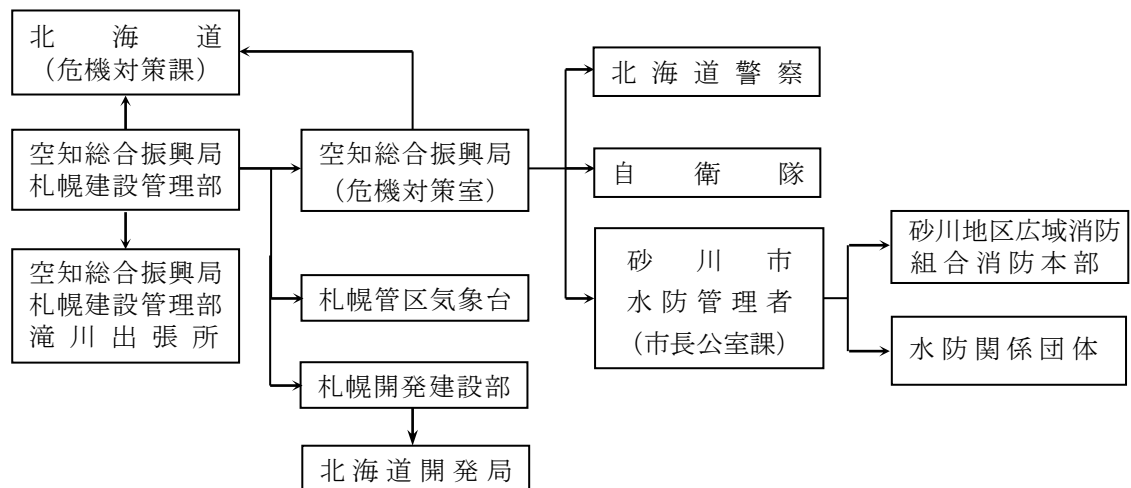
ア 北海道開発局が発表した場合

※ 水防警報指定河川（砂川市関係）一石狩川、空知川



イ 北海道が発表した場合（知事が行う水防警報）

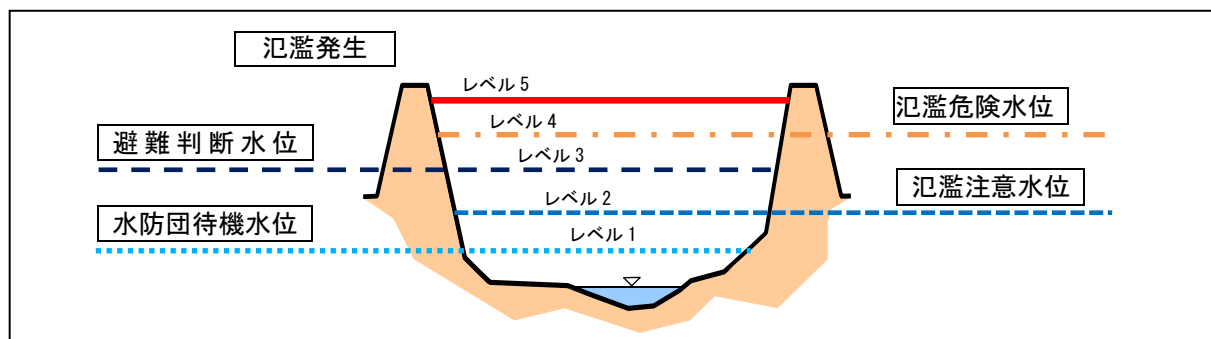
※ 水防警報指定河川（砂川市関係）一パンケ歌志内川、奈江豊平川、ペンケ歌志内川、徳富川



（４）水位情報、洪水予報、水防警報の発表基準等

| 区 分  | 種 類               | 発 表 基 準                                                          |
|------|-------------------|------------------------------------------------------------------|
| 水位情報 | 氾濫危険水位            | 洪水により相当の家屋浸水等の被害を生じる氾濫のおそれがある水位。避難指示の発令判断の目安、住民の避難判断の参考となる水位をいう。 |
|      | 避難判断水位            | 洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位。高齢者等避難の発令判断の目安となる水位                         |
|      | 氾濫注意水位            | 洪水による災害の発生を警戒すべき水位。なお、水防機関の出動の目安となる水位                            |
|      | 水防団待機水位           | 各水防機関が水防体制に入る水位                                                  |
| 洪水予報 | 氾濫発生情報<br>(洪水警報)  | 氾濫が発生したとき                                                        |
|      | 氾濫危険情報<br>(洪水警報)  | 基準地点の水位が氾濫危険水位に達したとき、又は急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれるとき。 |
|      | 氾濫警戒情報<br>(洪水警報)  | 基準地点の水位が一定時間後に氾濫危険水位に到達することが見込まれるとき、又は、避難判断水位に到達し、更に水位上昇が見込まれるとき |
|      | 氾濫注意情報<br>(洪水注意報) | 基準地点の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に到達し、更に水位上昇が見込まれるとき                          |

※ 洪水予報の危険度レベルと水位情報等



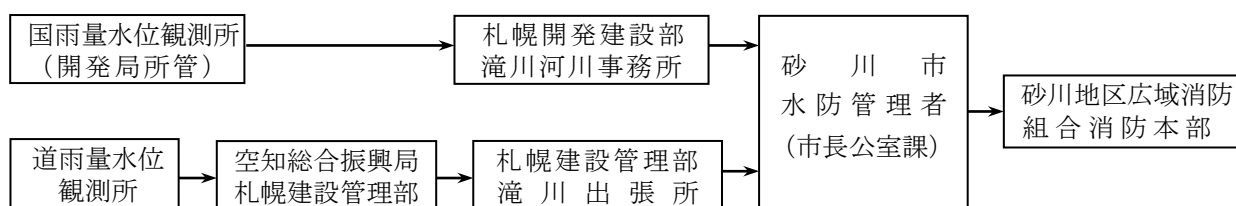
| 水位の危険レベル      | 水位の名称   | 発表する洪水予報 | 住民に求める行動等      |
|---------------|---------|----------|----------------|
| レベル 5         | 氾濫の発生   | 氾濫発生情報   | 直ちに安全確保        |
| レベル 4<br>(危険) | 氾濫危険水位  | 氾濫危険情報   | 危険な場所から全員避難    |
| レベル 3<br>(警戒) | 避難判断水位  | 氾濫警戒情報   | 危険な場所から高齢者等は避難 |
| レベル 2<br>(注意) | 氾濫注意水位  | 氾濫注意情報   | 水防団出動          |
| レベル 1         | 水防団待機水位 | (発表なし)   | 水防団待機          |

| 区分               | 種 類 | 内 容                                                                                                                             | 発表基準                                                       |
|------------------|-----|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------|
| 水<br>防<br>警<br>報 | 待 機 | 不意の出水あるいは水位の再上昇等が予想される場合に状況に応じて直ちに水防機関が出勤できるように待機する必要がある旨を警告するもの。水防機関の出勤期間が長引くような場合に出勤人員を減らしてもさしつかえないが、水防活動をやめることはできない旨を警告するもの。 | 気象予報、警報等及び河川状況により、特に必要と認めるとき。                              |
|                  | 準 備 | 水防に関する情報連絡、水防資器材の整備、水門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに、水防機関に出勤の準備をさせる必要がある旨を警告するもの。                                                    | 雨量、水位、流量その他の河川状況により必要と認めるとき。                               |
|                  | 出 動 | 水防機関が出勤する必要がある旨を警告するもの。                                                                                                         | 河川氾濫注意情報等により、又は水位、流量その他の河川状況によりはん濫注意水位に達しなお上昇のおそれがあるとき。    |
|                  | 指 示 | 水位、滞水時間その他水防活動上必要な状況を明示するとともに越水（堤防から水があふれる）、漏水、堤防斜面の崩れ、亀裂、その他河川状況により警戒を必要とする事項を指摘して警告するもの。                                      | 河川氾濫警戒情報等により、又は既にはん濫注意水位を超え災害のおそれがあるとき。                    |
|                  | 解 除 | 水防活動を必要とする出水状況が解消した旨及び当該基準水位観測所名による一連の水防警報を解除する旨を通告するもの。                                                                        | 氾濫注意水位以下に下降したとき、又ははん濫注意水位以上であつても水防作業を必要とする河川状況が解消したと認めるとき。 |

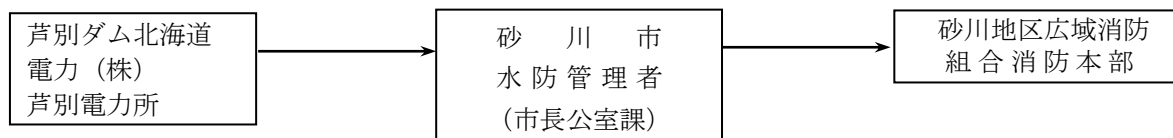
（通報系統）

4 雨量水位観測及びダム情報通報系統は、次のとおりとする。

（1）雨量水位観測通報系統図



（2）ダム情報系統図



## 第2節 市の通信連絡

### （市の通信連絡）

市の通信連絡は、東日本電信電話（株）通信施設によるが、同施設が使用不能の場合は北海道総合行政情報ネットワークによるＩＰ専用電話、衛星専用電話、ファックス及び携帯電話等の副通信施設を用いて行うものとする。

なお、市から水防関係機関への連絡先、情報責任者は、資料編のとおりとする。

（資料編 ４－１ 水防関係機関の情報責任者一覧表）



### 第3節 水防信号

#### （水防信号の指定）

法第20条の規定により、知事の定める水防信号は次のとおりとする。

| 方法<br>区分         | 警 鐘 信 号                    | サイレン信号                                 | 摘 要                             |
|------------------|----------------------------|----------------------------------------|---------------------------------|
| 警戒信号             | ○休止 ○休止 ○休止                | 5秒-15秒 5秒-15秒 5秒-15秒<br>○-休止 ○-休止 ○-休止 | 氾濫注意水位（警戒水位）に達したことを知らせる信号       |
| 出 動<br>第1信号      | ○-○-○ ○-○-○<br>○-○-○       | 5秒-6秒 5秒-6秒 5秒-6秒<br>○-休止 ○-休止 ○-休止    | 水防管理団体及び消防関係に属する者全員出動信号         |
| 出 動<br>第2信号      | ○-○-○-○ ○-○-○-○<br>○-○-○-○ | 10秒-5秒 10秒-5秒 10秒-5秒<br>○-休止 ○-休止 ○-休止 | 市の区域内に居住する者の出動信号                |
| 危険信号<br>(避難、立退き) | 乱 打                        | 1分-5秒 1分-5秒 1分-5秒<br>○-休止 ○-休止 ○-休止    | 必要と認める区域内の居住者に避難のため立退くことを知らせる信号 |

#### 備 考

- （1）信号は、適宜の時間継続すること。
- （2）必要があれば、警鐘信号及びサイレン信号を併用することを妨げない。
- （3）危険が去ったときは、口頭伝達により周知させるものとする。

# 第5章 水防活動

## 第1節 水防非常配備体制

### （市の配備体制）

市は、法第10条又は、第11条による洪水予報及び法第16条に規定する水防警報を受けたとき、又は洪水の危険が予想されるときから、その危険が解消されるまでの間は、次による非常配備体制により水防事務を処理するものとする。

なお、災害対策本部が設置されたときは、「砂川市地域防災計画」（第3章 第3節 本部の配備体制）に基づく非常配備体制により、処理するものとする。

### （1）市の配備体制

| 種別     | 配 備 体 制                                                                                           | 配 備 時 期                                                                           | 配 備 要 員                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
|--------|---------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第1非常配備 | 特に関係のある部の少数人員で、情報収集連絡活動が円滑に行い得る体制をとる。<br>第2非常配備に移行し得る体制をとる。                                       | (1) 気象業務法に基づく気象情報又は警報が発表され、災害の発生が予想されるとき。<br>(2) その他特に市長が必要と認めたとき。                | 総務部長、総務部審議監、市長公室課長、同広報広聴係長、同防災対策係長、総務課長、同庶務係長、政策調整課長、DX推進課長その他総務部長の指定する職員<br>市民部長、市民生活課長、税務課長その他市民部長の指定する職員<br>保健福祉部長、社会福祉課長、介護福祉課長、ふれあいセンター所長その他保健福祉部長の指定する職員<br>経済部長、経済部審議監、商工労働観光課長、農政課長、開発推進課長その他経済部長の指定する職員<br>建設部長、土木課長、建築住宅課長その他建設部長の指定する職員<br>教育次長、技監、学務課長、学校再編課長、社会教育課長、給食センター所長その他教育次長の指定する職員 |
| 第2非常配備 | 災害応急対策に関係ある総務部、市民部、保健福祉部、経済部、建設部、文教部、消防機関それぞれの所要人員で情報収集、連絡活動及び応急措置を実施し、状況により第3非常配備に直ちに移行し得る体制をとる。 | (1) 気象業務法に基づく気象情報又は警報が発表され、局地的な災害の発生が予想される場合又は災害が発生したとき。<br>(2) その他特に市長が必要と認めたとき。 | 本部長以下副班長までの全職員<br>市長公室課、総務課、政策調整課、DX推進課、市民生活課、税務課、社会福祉課、介護福祉課、ふれあいセンター、商工労働観光課、農政課、開発推進課、土木課、建築住宅課、学務課、学校再編課、社会教育課、給食センター、議会事務局、監査事務局の全員<br>その他災害対策本部各部長の指定する職員                                                                                                                                         |

## 第5章 水防活動（水防）

|                |                                 |                                                                                                                                             |          |
|----------------|---------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------|
| 第3<br>非常<br>配備 | 災害対策本部に関係ある職員は、全員待機して防災事務に従事する。 | <p>(1) 特別警報を受け、重大な災害の危険性が著しく高まっているとき。</p> <p>(2) 広域にわたる災害の発生が予想される場合、又は被害が特に甚大と予想される場合、予想されない重大な災害が発生したとき。</p> <p>(3) その他特に市長が必要と認めたとき。</p> | 災害対策本部全員 |
|----------------|---------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------|

備考 消防機関の非常配備基準については、砂川地区広域消防組合消防計画によるものとする。

## 第2節 監視及び警戒

### （常時監視）

- 1 水防管理者は市職員及び消防職員により、常時水防区域内の堤防・樋門樋管・排水機場・導集水路を監視させ、水防上危険であると認められる箇所を発見したときは、直ちに水防管理者に報告し、水防管理者は当該河川・堤防等の管理者に連絡し、必要な措置を求めるものとする。

また、貯水池、その他これに準ずる施設の管理者は監視員を定め担当区域を監視させるものとする。

河川等の巡視責任者は、次のとおりとする。

| 河 川 等                                                                                             | 巡視担当部署     | 巡視責任者        |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|--------------|
| 石狩川・空知川・ペンケスナ川・石山川・北光一の沢川・ペンケ歌志内川・パンケ歌志内川・奈江豊平川・徳富川・豊沼奈江川・ナエ川・富平川・駄馬の沢川・二の沢川・北光川・稲田川・樋口川・二又川・南5号川 | 建設部<br>消防署 | 土木課長<br>消防署長 |

### （非常監視及び警戒）

- 2 水防管理者は非常配備を指令したとき、又は水防上の必要があると認めるときは、市職員及び消防機関の担当者に、その担当水防区域内の監視警戒を厳重にさせ、異状を発見したときは水防管理者に報告し、水防管理者は、直ちに河川管理者等に連絡するものとする。

なお、堤防等の警戒巡視にあたり、特に監視を厳重にすべき事項は次のとおりとする。

- （1）居住地側の堤防斜面で漏水又は飽水による亀裂及び崖崩れ
- （2）川側の堤防斜面で水あたりの強い場所の亀裂及び崖崩れ
- （3）堤防の上端、上面の亀裂又は沈下
- （4）堤防の水があふれる状況
- （5）排・取水門の樋門の両袖又は底部より漏水と扉の締り具合
- （6）橋梁その他構造物と堤防の取付部分の異常
- （7）溜池等については（1）から（6）までのほか、次の事項について注意するものとする。
  - ア 取付口の閉塞状況
  - イ 流域の山崩れの状態
  - ウ 流入水及び浮遊物の状況
  - エ 余水吐及び放水路付近の状況
  - オ 重ね池の場合の上部溜池の状況
  - カ 樋管の漏水による亀裂及び崖崩れ

### 第3節 警戒区域の設定

#### （警戒区域の設定）

- 1 法第21条に基づき、消防機関に属する者は、水防上緊急の必要がある場所に警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立入を禁止し、若しくは制限し、又はその区域から退去を命ずることができる。

また、消防機関に属する者がいないとき、又はこれらの者から要求のあったときは、警察官は消防機関に属する者の職権を行うことができる。

#### （警戒区域設定の報告）

- 2 消防機関に属する者又は警察官で、警戒区域を設定した者は、直ちに水防管理者、消防長及び警察署長に報告するものとする。

## 第4節 水防標識及び身分証票

### （水防標識）

- 1 法第18条の規定により水防のために出動する舟・車等に標識を掲示させる。

### （身分証明）

- 2 法第49条第1項に定める業務を行うための市の職員及び消防機関に属する者の身分証票は次のとおりとする。

| 表                                                                                 | 裏                                                                                                                                         |
|-----------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <div>水防立入検査証</div> <div>所属<br/>職<br/>氏名</div> <div>年 月 日</div> <div>水防管理者 印</div> | <div>注 意</div> <div>1 本書は、他人に貸与し若しくは贈与し又は勝手に訂正しないこと。</div> <div>2 本書は、身分を失ったときは直ちに発行者に返還すること。</div> <div>3 本書は、水防法第49条第2項による立入票である。</div> |

縦 9 cm  
横 6 cm

## 第5節 水防作業及び工法

### （水防工法）

水防作業を行うにあたっては、堤防の構造・流速・護岸の状態等を考慮し、最も有効適切な工法で実施するものとする。

水防区域における水防工法の種類は、資料編のとおりである。

（資料編 5－1 水防工法）

## 第6節 避難及び立退き

### （避難及び立退きの指示）

- 1 水防管理者は、堤防が決壊した場合、又は破堤のおそれのある場合は、「砂川市地域防災計画」（第5章 第4節 避難対策計画）の定めるところにより、直ちに必要と認める区域の居住者に対し、立退き又はその準備を指示するものとする。

なお、立退きを指示したときは、速やかに北海道知事（空知総合振興局長）及び滝川警察署長に報告しなければならない。解除公示をした場合も同様とする。

### （警察官の避難の指示）

- 2 警察官は、水防管理者が避難のための立退きを指示することができないと認めるとき、又は水防管理者から要求があったときは、必要と認める区域の居住者に対し避難の立退き又は準備を指示することができるものとする。この場合において、直ちに、その旨を水防管理者に通知するものとする。

### （避難場所の指定及び避難者の輸送）

- 3 避難場所の指定及び避難者の輸送は、「砂川市地域防災計画」（第5章 第4節 避難対策計画及び第14節 輸送計画）の定めるところによるものとする。

### （避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保）

- 4 避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保については、「砂川市地域防災計画」（第5章 第4節 避難対策計画）の定めるところによるものとする。

### （特に防災上の配慮を要する者が利用する施設）

- 5 高齢者、障がい者、乳幼児等その他特に防災上の配慮を要する者が利用する施設（要配慮者利用施設）で当該施設利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められる施設の名称、所在地等は資料編のとおりとする。

（資料編 5－2 洪水時に円滑かつ迅速な避難を確保する

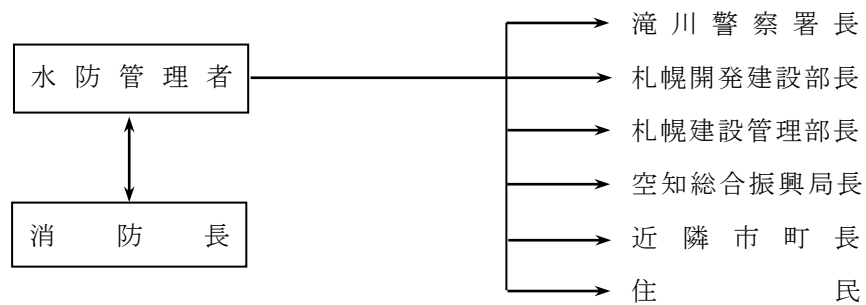
必要があると認められる要配慮者利用施設）



## 第7節 決壊・越水等の通報

### （決壊通報）

- 1 堤防等が決壊したとき、又は越水、溢水若しくは異常な漏水が発生したときは、水防管理者及び消防長は直ちに次により通報するものとする。



※ 消防機関の長は、水防管理者が現場に所在せず、緊急に通報する必要があると判断したときは、上記通報図に準じ、通報を行うものとする。

### （決壊後の措置）

- 2 堤防その他の施設が決壊したとき、又は越水・溢水若しくは異常な漏水が発生したときにおいても、水防管理者、消防機関の長及び消防団、水防協力団体の代表者は、できる限り氾濫による被害が拡大しないよう努める。

## 第8節 水防解除

### （水防解除）

水防管理者は、水位が警戒水位以下に減じ、かつ危険がなくなったとき等、自らの区域内の水防活動の必要がなくなったと認めたときは、水防の警戒体制を解除し、これを一般に周知するものとする。

## 第6章 公用負担等

### （公用負担）

1 水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者又は消防機関の長は、水防の現場において次の権限を行使することができる。また、水防管理者から委任を受けた者も水防の現場において、同様の権限を行使することができる。

- （1）土地の一時使用
- （2）土石、竹土、その他資材の使用又は収用
- （3）車その他の運搬具又は器具の使用
- （4）排水用機器の使用
- （5）工作物その他の障害物の処分

公用負担の権限を行使する者はその身分証明書を、また、これらの者の命を受けた者は、次に定める委任を受けた証明書を携行し、関係者の請求があった場合は、これを提示するものとする。

|                       |     |                   |     |
|-----------------------|-----|-------------------|-----|
| 第                     | 号   | 公 用 負 担 権 限 委 任 証 |     |
| 住                     | 所   |                   |     |
| 職                     | 名   |                   |     |
| 氏                     | 名   |                   |     |
| 上記の者に                 |     | 区域にお              |     |
| ける水防法第 28 条第 1 項の権限行使 |     |                   |     |
| について委任したことを証明する。      |     |                   |     |
|                       |     | 年                 | 月 日 |
| 委任者                   | 氏 名 |                   | 印   |

縦 9 cm  
横 6 cm

（公用負担命令書）

- 2 公用負担の権限を行使する者は、次に定める証票を2通作成して、その1通を目的物の所有者、管理者又はこれに準ずる者に交付するものとする。

|                                 |     |
|---------------------------------|-----|
| 第                               | 号   |
| 公 用 負 担 命 令 書                   |     |
| 住 所                             |     |
| 氏 名                             |     |
| 水防法第28条第1項の規定により、次のとおり公用負担を命ずる。 |     |
| 1 目的物                           |     |
| （1）所在地                          |     |
| （2）名 称                          |     |
| （3）種 類                          |     |
| （4）数 量                          |     |
| 2 負担内容                          |     |
| （使用、収用、処分等について詳記すること）           |     |
| 年                               | 月 日 |
| 命令者                             | 職氏名 |
|                                 | 印   |

（損失補償）

- 3 水防管理団体は、公用負担の権限を行使することにより損失を受けた者に対し、法第28条第3項の規定により、損失を受けたものに対し、時価によりその損失を補償するものとする。

（公務災害補償）

- 4 法第24条の規定により水防に従事したことにより、死亡し、負傷し、若しくは病気にかかり、又は障がいの状態となったときは、法第45条の規定に基づき、「市町村消防団員等公務災害補償条例」（昭和32年北海道市町村総合事務組合条例第1号）の定めるところにより補償しなければならない。

## 第 7 章 水防報告

### （水防報告）

- 1 水防管理者は、次に定める事態が発生したときは、速やかに空知総合振興局長に報告するとともに、空知総合振興局は当該水防管理者からの報告について、国（開発建設部）に報告するものとする。

- （1）消防機関を出動させたとき
- （2）他の水防管理団体に応援を要請したとき
- （3）その他必要と認める事態が発生したとき

### （水防活動実施報告）

- 2 水防管理者は、水防活動が終結したときは、速やかに記録を整理するとともに、次に定める様式による水防活動実施報告書を翌月 5 日までに空知総合振興局長に 2 部提出するものとする。

（資料編 7－1 水防活動実施報告書）

## 第 8 章 水防訓練

### （水防訓練）

水防管理者は、消防機関の職員及び団員に対し、随時水防工法についての技能を修得させるため、法第 32 条の 2 に定めるところにより毎年 1 回以上水防訓練を実施するものとする。